戸沢村ふるさと納税特設サイト再構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、「戸沢村ふるさと納税特設サイト(以下「特設サイト」という)」を再構築し、個人版ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)制度を効果的に活用し、歳入確保を図るとともに本村の地場産品の販路拡大、地域資源の磨き上げや新たな価値の創造、シティプロモーションの推進をもって、産業振興および関係人口・交流人口の拡大など、地域経済の活性化に繋げるため、本村のふるさと納税事業の取り組みや寄附募集事業について積極的・効果的な紹介・発信の強化を図ることを目的に実施するもの。

戸沢村ふるさと納税特設サイト再構築業務委託公募型プロポーザル実施要領は、これらを踏まえ、本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る実績、専門性、技術力、企画力、創造性などを勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者(以下「次点候補者」といい、契約候補者及び次点候補者を「契約候補者など」という。)を選定するための要領を定めることを目的とする。

- 2. 業務名に関する事項
- (1)業務名戸沢村ふるさと納税特設サイト再構築業務委託
- (2) 委託 期間 契約締結の日から令和6年9月30日(月)まで
- (3) 発 注 者 戸沢村長 加藤 文明
- (4)業務内容「戸沢村ふるさと納税特設サイト再構築業務委託仕様書」のとおり
- (5)提案上限額 2, 500千円(消費税及び地方消費税を含む) ※この金額は契約時の予定価格を示すものではない
- (6) 支払条件戸沢村財務規則及び業務委託契約約款による。
- 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1)過去5年以内に、ふるさと納税特設サイト等の構築業務を履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (4)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (5) 戸沢村競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。
- (6) その他、法令等に違反していない者または違反する恐れがない者であること。
- (7)法人税等の納付義務を有する者にあっては納付期限の到来した税を完納していること。
- (8) 本業務に類似する自治体の公共事業等に係る業務履行実績があること。
- ※ (2) ~ (4) については、連携協力企業など(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。
- 4. スケジュール

項目 期間・期限

公募開始 令和6年4月1日(月)から

募集要領等の配布 令和6年4月1日(月)から4月12日(金)

まで

質問受付期間 公募開始日から令和6年4月10日(水)

まで

質問回答 令和6年4月12日(金)

第一次審査(書類審査)資料提出期限 令和6年4月15日(月)まで

第一次審査(書類審査)結果通知 令和6年4月19日(金)予定

第二次審査 (プレゼンテーション審査)

資料(企画提案書等)提出期限 令和6年4月26日(金)まで

- ※ 上記日程は変更する場合がある。変更する場合は、事前連絡する。
- ※ 契約候補者との協議が整った場合は、村は速やかに次点候補者にその旨及び次点候補者との協議を行わないことを通知する。
- 5. 募集要領等の配布
- (1)配布期間 令和6年4月1日(月)から4月12日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (2) 配布場所及び受付場所
- 「15. 担当部署」で配布するほか、村ホームページ

(http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/) からダウンロードできる。

6. 第一次審査(書類審査)資料提出

本業務にかかる企画提案について参加を希望するものは、メール、郵送(必着)または直接持込にて下記の書類を各1部提出するものとする。

(1)参加申込書(様式第1号)

- (2) 参加資格に関する申立書(様式第2号)
- (3)業務実績調書(様式第3号)
- (4)会社概要書(様式第4号)

提出期限:令和6年4月15日(火)正午

7. 質疑等

本業務に関して質疑がある場合は、質疑書(様式第5号)を用い、電子メール又は FAXにて照会すること。なお、件名は「戸沢村ふるさと納税特設サイト再構築業務に関 する質問」とすること。

受付期限:令和6年4月10日(水)午後5時

回答日時:令和6年4月12日(金)

回答方法:質疑への回答は、村ホームページに掲示し、個別には回答しない。

第二次審査 (プレゼンテーション審査)

詳細は第一次審査通過者に別途通知 令和6年5月上旬予定

契約締結 令和6年5月中旬予定

8. 参加辞退の意思表示

参加申込書(様式第1号)提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(任意様式) を提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

- 9. 第二次審査(プレゼンテーション審査)資料(企画提案書等)の提出 提出書類 部数
- 1. 企画提案書(※1社1案) A4判、任意様式 正本1部 (クリップ留め)

副本5部

(見やすいように適

官ホチキス留め)

- 2. CMS機能一覧表 A4判、任意様式
- 3. 業務実施体制 A4判、任意様式
- 4. 業務スケジュール A4判、任意様式
- 5. 参考見積書 A4判、任意様式
- 6. 企画提案書の電子データ CD-R又はDVD-R 1枚

企画提案書の作成にあたっては、別に定める企画提案書作成要領に基づき作成する こと。

- (1)提出期限:令和6年4月26日(金)正午まで
- (2) 提出方法:持ち込み又は簡易書留による郵送(必着)
- 10. 評価方法等
- (1) 評価基準

別紙「戸沢村ふるさと納税特設サイト再構築業務委託審査実施要領(以下「審査実

施要領 | という。) | のとおりとする。

(2)審査方法

①第一次審査(書類審査)

担当部署において、「6.第一次審査(書類審査)資料」について書類審査を実施 し、第二次審査(プレゼンテーション審査)に進む提案者を3者程度に絞り込む。第 一次審査(書類審査)結果は、メール及び書面で通知する。

②第二次審査 (プレゼンテーション審査)

戸沢村ふるさと納税特設サイト再構築業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、「9. 第二次審査(プレゼンテーション審査)資料(企画提案書等)」についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別に定める審査実施要領に基づいて評価する。詳細は、第一次審査通過者にメール及び書面により別途通知する。

(3) 契約候補者の選定方法

ア.失格者を除いた者の内、(2)②第二次審査(プレゼンテーション審査)の総 合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ.最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ.ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア.提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ.本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ.価格提案書の金額が、「2.(5)提案上限額」を超える場合
- エ.村の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- オ.評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ.評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合 キ.その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11. 選定結果の公表

候補者選定後、審査結果について、第二次審査参加者に対し、書面により通知する ほか、村ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2)参加申込者数

- (3) 企画提案者数
- 12. 契約の締結
- (1)選定委員会の選定結果に基づき、村は契約候補者と企画提案の内容をもとに契約条件などについて協議を行い、協議が整い次第、地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号の規定により随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。但し、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (3) 本契約締結までの間に、契約候補者が入札参加の資格制限または指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4)(3)により契約を解除した場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わない。
- 13. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書が、提出期限を過ぎて提出された場合
- (3)審査の公平性を害する行為、及び提案にあたり著しく信義に反する行為があった 場合
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合
- (5) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合
- 14. その他
- (1)提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3)提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本村が複製することがある。
- (4) 企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5)提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が追うものとする。
- (6)提出された書類は、戸沢村情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律並び に戸沢村個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示 する場合がある。
- (7)提出された企画提案書の知的所有権は提出者が有するが、本事業の成果物等に 係る権利は戸沢村に帰属する。
- (8)企画提案書等の作成のために本村より受領した資料は、本村の許可なく公表又は使用することはできない。

- 15. 担当部署(提出及び問い合わせ先)
- (1) 担当部署 戸沢村まちづくり課企画調整係
- (2) 所在地〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口270

TEL: 0 2 3 3 - 7 2 - 2 1 5 2

Fax: 0 2 3 3 - 7 2 - 2 1 1 6

Mail: kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp